

2020年6月

一時金貸付制度(学生金庫)の限度額の拡大について

本学では、学部生及び大学院生が急に学資金等が必要になった場合に借りることができる「学生金庫」という制度があります。これは、昭和31年10月に父母・先輩方の寄付金等によりできたものです。

貸付金額は原則として、1回30,000円を貸付上限額としていましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変による日本学生支援機構の貸与奨学金は随時申請可能となっていることを考慮し、それら奨学金等(日本学生支援機構の貸与奨学金、民間団体等の奨学金等)の支給が行われるまでの一時的な学資金等の貸付については、下記のとおり貸付上限額を拡大いたします。

(1) 貸付の条件

貸付金額は1回につき150,000円を限度とし、貸付期間は、他の奨学金等が支給されるまでの期間(新型コロナウイルス感染拡大の影響による場合は応個別相談(在学期間に限る))とします。この貸付金は返済後、今後の貸付資金となるものですので、必ず期間内に返済しなければなりません。返済が滞った場合は大学の各種証明書等の発行を停止する場合があります。

(2) 申請方法

貸付を希望する場合は、別紙貸付申請書に必要事項を記入し、学生支援課に申請してください。申請受付後に審査等を行いますので、貸付金の交付までは数日かかります。(即日交付はできません。)なお、貸付金交付決定時には借用書への押印と別途印紙税が必要です。

(3) 申請可能期間

今回の貸付申請期間は、2020年8月末日までとします(それ以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響による場合は応個別相談)。

学生金庫に関する問合せ先
scholarship@ad.hit-u.ac.jp(学生支援課奨学事業係)